




資料編



1 第2次飯能市環境基本計画の環境指標の達成状況一覧

第2次飯能市環境基本計画の環境指標の達成状況を以下に示します。




達成状況は、令和3（2021）年度末時点で令和4（2022）年度までの目標を達成している場合は○としています。

目標を達成できていない環境指標については、平成23（2011）年度と比較した傾向（トレンド）を矢印で表記し、平成23（2011）年度より進展しているものは 、維持は 、後退しているものは  としています。

環境目標1～4に関する34指標のうち、目標を達成したのは16指標、平成23（2011）年度より進展は8指標、維持は1指標、後退は9指標となりました。

環境目標1 地球にやさしい循環型のまち

環境目標1に関する5指標のうち、目標を達成したのは2指標、平成23（2011）年度より進展は1指標、後退は2指標となりました。

環境指標	H23 年度末	R3 年度末	R4 年度までの目標	達成状況	目標への進捗状況
一般廃棄物排出量	24,089 t	23,364 t	24,000 t 以下	○	一般廃棄物排出量は年度によって増減はあるものの、令和3年度末時点で目標達成している。
資源化率（有用資源物量/全処理量）	33.6%	31.3%	34.0% 以上		資源化率は平成23年度よりも低くなっており、令和3年度末時点では目標達成には至っていない。
太陽光発電を利用した公共施設数	0 件	2 件	3 件		太陽光発電を利用している公共施設数は、平成23年度の0件から2件に増加している。
住宅用太陽光発電システム設置補助数	231 件	1,232 件（累計）	700 件（累計）	○	住宅用太陽光発電システム設置補助数は令和3年度末時点で1,232件と、目標の700件を大きく上回った。
公用車への次世代自動車の導入数	7 台	5 台	12 台		次世代自動車の導入数は平成23年度より減少しており、令和3年度末時点では目標達成には至っていない。

環境目標2 自然と共生し、緑と清流を育むまち

環境目標2に関する9指標のうち、目標を達成したのは4指標、平成23（2011）年度より進展は3指標、維持は1指標、後退は1指標となりました。

環境指標	H23 年度末	R3 年度末	R4 年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
西川材を活用した公共施設	62 施設	104 施設	72 施設	○	西川材を活用した公共施設数は令和3年度末時点で104施設と、目標を大きく上回って達成している。
森林体験教室等参加者数	年 1,512 人	年 540 人	年 1,800 人	↓	森林体験教室等参加者数は平成23年度より減少しており、目標達成には至っていない。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された教室等もあった。
景観緑地指定面積	99ha	119ha	123ha	↗	景観緑地指定面積は、令和3年度末時点では目標には達していないものの、平成23年度から20ha増加した。
緑のトラスト保全地の公有地化面積	2.4ha	2.6ha	2.6ha	○	緑のトラスト保全地の公有地化面積は令和3年度末時点で目標達成している。
市民農園の整備数	4 か所	4 か所	5 か所	→	市民農園の整備数は横ばいに推移しており、令和3年度末時点では目標達成には至っていない。
耕作放棄地活用面積（累計）	0ha	110.4ha	20ha	○	耕作放棄地活用面積は令和3年度末時点で110.4haと、目標を大きく上回って達成している。
合併処理浄化槽設置補助件数（累計）	2,294 基	2,993 基	3,200 基	↗	合併処理浄化槽設置補助件数は、令和3年度末時点では目標には達していないものの、平成23年度から増加している。
公共下水道普及率	63.9%	71.7%	74.0%	↗	公共下水道普及率は、令和3年度末時点では目標には達していないものの、平成23年度から増加している。
生物多様性に関する情報の発信	年 0 回	年 7 回	年 4 回	○	生物多様性に関する情報の発信数は、令和3年度末時点で目標達成している。

環境目標3 快適で健やかな生活ができるまち

環境目標3に関する17指標のうち、目標を達成したのは10指標、平成23（2011）年度より進展は4指標、後退は3指標となりました。

環境指標	H23 年度末	R3 年度末	R4 年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
大気汚染物質濃度					
二酸化窒素濃度 （1 時間値の最 高値）	0.052ppm	0.034ppm	0.04ppm 以下	○	二酸化窒素濃度は令和 3 年度末時点で目標には達している。環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm の範囲内又はそれ以下）にも収まっている。
光化学オキシダ ント濃度（1 時間 値が 0.06ppm を超えた日数）	103 日	92 日	0 日	↗	光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた日数は、令和 3 年度末時点で目標には達していない。
浮遊粒子状物質 濃度（1 時間値の 最高値）	0.142 mg/m ³	0.067 mg/m ³	環境基準 0.20 mg/m ³ 以下	○	浮遊粒子状物質濃度は、継続して目標値を達成しており、令和 3 年度末時点においても目標値を達成している。
河川の水質状況（市内3河川10ヶ所で測定：値は各測定地点の平均値）					
pH（水素イオン 濃度）	7.5～8.0	7.8～8.4	環境基準 （A 類型） 6.5～8.5	○	pH、BOD、DO、SS 等の主要項目は、目標に達していない項目はあるものの、概ね環境基準を達成している。
BOD（生物化学 的酸素要求量）	0.5～2.7 mg/ℓ	0.5～4.2 mg/ℓ	環境基準 （A 類型） 2mg/ℓ 以下	↘	
DO （溶存酸素量）	9.8～ 11.3mg/ℓ	9.2～ 11.2mg/ℓ	環境基準 （A 類型） 7.5mg/ℓ 以下	↗	
SS （浮遊物質）	1～3mg/ℓ	1～2mg/ℓ	環境基準 （A 類型） 25mg/ℓ 以下	○	
大腸菌群数	1,500～11,000 MPN/100mℓ	600～3,100 MPN/100mℓ	環境基準 （A 類型） 1,000MPN/ 100mℓ 以下	↗	
道路交通騒音レベル（市内10ヶ所で測定）					
昼間	65～71dB	62～71dB	環境基準 70dB 以下	↘	交通騒音レベルは、環境基準を上回る箇所があったが、要請限度は下回っていた。
夜間	58～69dB	57～69dB	環境基準 65dB 以下	↘	
道路交通振動レベル（市内3ヶ所で測定）					
昼間	37～40dB	31～33dB	要請限度 65dB 以下	○	交通振動レベルは、目標値を達成している。
夜間	31～34dB	27dB	要請限度 60dB 以下	○	

環境指標	H23 年度末	R3 年度末	R4 年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
ダイオキシン類濃度（大気は市内9ヶ所、土壌は市内5ヶ所で測定）					
大気	0.0085～ 0.022 pg-TEQ/m ³	0.0049～ 0.094 pg-TEQ/m ³	環境基準 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	○	ダイオキシン類濃度は、目標値を達成している。
土壌	0.038～1.4 pg-TEQ/g	0.093～3.0 pg-TEQ/g	環境基準 1,000 pg-TEQ/g 以下	○	
市内の公園、緑地の 供用面積（都市計画 区域内）	80.39ha	119.46ha	119.35ha	○	市内の公園、緑地の供用面積は、令和3年度末時点で目標値を達成している。
道路美化活動団体数	19 団体	20 団体	26 団体		道路美化活動団体数はほぼ横ばいに推移しており、令和3年度末時点では目標達成には至っていない。
公園美化活動ボラン ティア団体数	20 団体	29 団体	27 団体	○	公園美化活動ボランティア団体数は、令和3年度末時点で目標数を達成している。

環境目標4 みんなで学び協働するまち

環境目標4に関する3指標は、いずれも平成23（2011）年度より後退となりました。

環境指標	H23 年度末	R3 年度末	R4 年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
自然や環境に関する 講座等の開催件数	年 20 件	年 10 件	年 25 件		自然や環境に関する講座等の開催件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度では目標達成には至っていない。
エコツアー実施数	年 105 件	年 36 件	年 400 件		エコツアー実施数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度末時点では目標達成には至っていない。
はんのう市民環境会 議会員数	388 人 (団体を含む)	352 人 (団体を含む)	450 人		はんのう市民環境会議会員数は、減少しており、令和3年度末時点では目標達成には至っていない。

2 第3次飯能市環境基本計画の環境指標一覧

本計画においては、めざす環境像「水と緑と共にみらい輝くまち はんのう」を実現するため、前計画において目標値を達成できなかったもの、継続して管理すべきもの、課題の解決に向けて新たに設定するものとして、計32の環境指標を設定しています。環境目標1に関しては7指標、環境目標2に関しては10指標、環境目標3に関しては9指標、環境目標4に関しては6指標を設定しています。

No	環境目標	環境指標	令和3年度または最新年度実績	令和14年度までの目標	主な所管課
1	1	市域の温室効果ガス排出量	423.7千t-CO ₂ (令和元年度実績)	242.1千t-CO ₂ (令和12年度)	環境緑水課
2		エコライフDAY参加者数	11,039人 (H30年度実績)	年11,500人	環境緑水課
3		住宅用省エネ設備推進補助数	47件	年100件	環境緑水課
4		公共施設への太陽光パネル設置数	8施設	20施設	施設所管課
5		公用車への次世代自動車の導入数	0台	7台	資産経営課
6		一般廃棄物排出量	23,346t	年21,600t以下	資源循環推進課
7		資源化率(セメント原料化等を除く)	31.3%	34%以上	資源循環推進課
8	2	特定間伐等の実施面積	令和4年度から実施	330ha(累計)	森林づくり推進課
9		西川材を活用した公共施設数の新設又は改修箇所数	104施設	120施設	建築課 教育総務課
10		景観緑地指定面積	119ha	129ha	環境緑水課
11		緑のトラスト公有地化面積	2.6ha	2.7ha	環境緑水課
12		遊休農地活用面積	126.4ha	226.4ha以上	農業振興課
13		市民農園稼働率	85%	85%以上	農業振興課
14		新規就農者数	2人	年2人以上	農業振興課
15		河川の水質状況	概ね達成	環境基準範囲内	環境緑水課
16		生活排水処理率	90.8%	100%	環境緑水課
17		自然環境に関する情報の発信	6回	年10回	環境緑水課 博物館

No	環境目標	環境指標	令和3年度または最新年度実績	令和14年度までの目標	主な所管課
18	3	大気汚染物質濃度	一部達成	環境基準範囲内	環境緑水課
19		ダイオキシン類濃度	達成	環境基準範囲内	環境緑水課
20		道路交通騒音レベル	概ね達成	環境基準範囲内	環境緑水課
21		道路交通振動レベル	達成	要請限度範囲内	環境緑水課
22		不法投棄回収量	19,480kg	年 10,000kg 以下	資源循環推進課
23		空き家バンク登録数	52 件	180 件	移住支援室
24		公園美化活動ボランティア団体数	29 団体	30 団体	道路公園課
25		道路美化活動団体数	20 団体	30 団体	道路公園課
26	市内の公園、緑地の供用面積	119.7ha	120.7ha	道路公園課 区画整理課	
27	4	自然や環境に関する講座等の開催件数	12 講座	年 15 講座	関係各課 各公民館
28		エコツアープログラム数	107 件	年 175 件	観光・エコツーリズム推進課
29		エコツアー参加者数	730 人	年 4,800 人	観光・エコツーリズム推進課
30		自然環境保全活動に参加するボランティア人数	99 人	年 300 人	環境緑水課
31		公園美化活動ボランティア団体数[再掲]	29 団体	30 団体	道路公園課
32		道路美化活動団体数[再掲]	20 団体	30 団体	道路公園課

3 第3次飯能市環境基本計画に基づく事業一覧

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

資料編

環境目標1 地球環境 脱炭素に向けた暮らしを推進するまちづくり

基本方針1 미래の環境を守る

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
1 地球にやさしい暮らしの推進 p.58	1 地球温暖化対策に関する意識啓発の推進	1	市民・事業者に対する省エネ・省資源の意識啓発及び取組の促進	環境緑水課
		2	家庭における省エネルギー機器や遮熱・断熱対策の普及促進	環境緑水課
	2 家庭・事業所における省エネルギー対策の推進	3	事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進	環境緑水課
		4	市民や事業者に対するグリーン購入の促進	生活安全課 環境緑水課
	3 公共事業における省エネルギーの率先行動の実施	5	庁内におけるグリーン購入の推進	契約検査課 教育総務課 環境緑水課 地区行政センター管理担当
		6	環境マネジメントシステムの運用	環境緑水課
	4 公共施設における省エネルギー対策の推進	7	公共施設における省エネルギー機器の導入	環境緑水課 資産経営課 名栗地区行政センター 建築課 教育総務課
		8	庁舎内の照明のLED化の推進	資産経営課
	5 再生可能エネルギーの普及促進	9	住宅における太陽光発電システム設置の促進	環境緑水課
		10	事業者への再生可能エネルギー設備設置の促進	環境緑水課
		11	小水力発電等の再生可能エネルギーの導入促進	環境緑水課
	6 公共施設における再生可能エネルギーの利用促進	12	公共施設における太陽光発電システム設置の推進	資産経営課 地区行政センター管理担当 教育総務課 子育て支援課
		13	ごみ処理に伴う熱エネルギーの有効利用	資源循環推進課
		14	公共施設におけるペレットストーブなどのバイオマスエネルギー利用の推進	双柳地区行政センター 名栗地区行政センター
	7 太陽光発電設備の適正な設置・管理の推進	15	飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例の運用	環境緑水課

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
2 地球にやさしいまちづくりの推進 p.59	1 次世代自動車の普及促進	16	次世代自動車の普及促進	環境緑水課 資産経営課
	2 歩行者・自転車利用環境の維持・向上	17	自転車を利用しやすくするための環境づくり	生活安全課
	3 公共交通利用環境の維持・改善	18	公共交通機関の利便性の向上	交通政策課
		19	バス路線維持確保のための施策の推進	交通政策課
	4 エコドライブの普及・啓発	20	アイドリングストップ等のエコドライブの普及・啓発	庶務課 資産経営課 環境緑水課
	5 コンパクト+ネットワークのまちづくりの推進	21	立地適正化計画の策定の検討	都市計画課
22		埼玉版スーパーシティプロジェクトの検討	企画課	
6 森林による二酸化炭素吸収の促進	23	森林におけるカーボンオフセットの調査	森林づくり推進課	
3 気候変動への適応 p.60	1 危険箇所の巡視及び災害防止策の実施	24	危険箇所の巡視や災害を未然に防ぐための対策の実施	防災危機管理室 農業振興課 森林づくり推進課 道路公園課 建設管理課
		25	危険箇所や自然災害時の対応、自然災害対策などに関する情報提供や啓発の実施	防災危機管理室
	2 災害発生時のエネルギー対策の推進	26	避難所の太陽光パネル及び蓄電池の設置	環境緑水課 防災危機管理室
	3 雨水地下浸透の推進	27	透水性舗装など雨水浸透施設の普及	区画整理課
		28	住宅敷地内への雨水地下浸透の推進	建築課 区画整理課
	4 健康被害への対策の推進	29	熱中症対策の情報提供	健康づくり支援課
		30	感染症対策の情報提供	健康づくり支援課
		31	緑のカーテンの普及促進	環境緑水課
	5 水資源への影響に関する対策の推進	32	水資源に対する意識の高揚のため、節水や雨水利用などの啓発・推進	環境緑水課 水道業務課 水道工務課
		33	公共施設における雨水利用の推進	美杉台地区行政センター 資源循環推進課
	6 自然環境や農業への影響に関する対策の推進	34	農作物の高温障害対策に対する情報提供	農業振興課
		35	継続的な自然環境調査等の実施	環境緑水課

■ 基本方針2 資源循環に取り組む

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
4 ごみの減量化・資源循環への取組 p.61	1 ごみの削減に向けた情報発信による意識啓発	36	ごみの減量化に向けた啓発	資源循環推進課
		37	市民に対するごみの適正処理に関する啓発	資源循環推進課
	2 ごみの排出抑制の推進	38	マイバッグ（マイかご）・マイボトル運動の推進	資源循環推進課 地区行政センター
		39	小売店等による包装や容器の簡素化・回収の促進	産業振興課 資源循環推進課
		40	ごみの有料化についての検討	資源循環推進課
	3 食品ロス・生ごみ削減の推進	41	食品ロス削減の推進	資源循環推進課
		42	生ごみの減量化に向けた実践活動の促進	資源循環推進課
		43	生ごみの自家処理の促進	資源循環推進課
	4 事業系ごみの排出抑制	44	事業系ごみの適正排出についての指導実施	資源循環推進課
	5 リユースの推進	45	リユース品販売会の開催など、不用品再利用の促進	資源循環推進課
	6 分別回収による再資源化の推進	46	古紙回収など、資源の再利用を進める市民活動の支援	資源循環推進課
		47	プラスチックごみの分別促進	資源循環推進課
	7 事業者へのリサイクルの啓発	48	廃棄物処理法やリサイクル法に基づいた事業者へのリサイクルの啓発	資源循環推進課 建築課
8 廃棄物エネルギーの有効活用の推進	49	下水汚泥、焼却灰、脱水汚泥の資源としての有効活用	資源循環推進課 下水道課 水道工務課	

環境目標2 自然環境 豊かな自然と共生するまちづくり

■ 基本方針1 豊かな森林を育む

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
1 森林の保全と活用 p.67	1 森林の適切な経営管理の推進	1	公的主体による森林の経営管理の実施	森林づくり推進課
		2	民間主体による森林の経営管理の推進	森林づくり推進課
		3	生活に影響を及ぼす立木の除去	森林づくり推進課
	2 「望ましい林業構造」構築の推進	4	林業事業体の育成	森林づくり推進課
		5	林業従事者の確保と育成	森林づくり推進課
		6	木材加工体制の近代化	森林づくり推進課
	3 森林・林業に係る基盤の整備	7	森林における地籍調査の実施	森林づくり推進課
		8	リモートセンシング技術等を用いた森林情報の把握と提供	森林づくり推進課
		9	林道の適切な維持管理の推進	森林づくり推進課
	4 森林情報の収集と発信	10	森林文化講演会の開催	森林づくり推進課
		11	森林・木材情報に関するプラットフォームの構築	森林づくり推進課
		12	森林や木材に関するイベントの推進	森林づくり推進課 公民館
	5 木を使ったまちづくりの推進	13	公的施設等における多様な木材利用の推進	森林づくり推進課 建築課
		14	民間施設等における多様な木材利用の推進	森林づくり推進課
		15	西川材を使用した住宅づくりの促進	建築課
		16	木質資源のバイオマス利用の推進	森林づくり推進課
	6 多様な主体による森林・木材の新たな利活用の推進	17	森林をフィールドとした新たな産業の推進	森林づくり推進課
		18	森林や木材を契機とした交流活動の活発化	森林づくり推進課
		19	市民や企業等による森林利用の促進	森林づくり推進課

■ 基本方針2 里山と農地を守り活用する

施策	具体的な施策	No.	取組内容(事業)	主な所管課
2 里山の保全と活用 p.68	1 自然に配慮した多自然型工法の採用の推進	20	公共事業における多自然型工法の採用の推進	道路公園課
	2 景観緑地等の保全の推進	21	飯能市環境保全条例に基づいた景観緑地の指定	環境緑水課
		22	景観緑地等の保全の推進	環境緑水課
	3 緑のトラスト保全地等の保全の推進	23	緑のトラスト保全地等の保全の推進	環境緑水課
		24	飯能市みらい環境基金を活用した公有地化の推進	環境緑水課
	4 市民参加による里山の保全と活用	25	市民参加による天覧山周辺の里山再生の取組の推進	環境緑水課
26		ボランティア活動による緑の管理の支援	環境緑水課	
3 農地の適正管理 p.68 ～ p.69	1 農地の保全と活用	27	休耕地の解消に向けた農地の保全・活用	農業振興課
	2 地産地消の促進	28	地場産農産物の地域内消費の促進	農業振興課 保育課 学校教育課
	3 農業体験の機会づくり	29	学校教育における農業体験の推進	農業振興課 学校教育課
		30	市民農園など、市民と連携した農地利用の推進	農業振興課
	4 農業の担い手育成	31	農業の担い手の育成	農業振興課
	5 “農のある暮らし”「飯能住まい」制度の推進	32	“農のある暮らし”「飯能住まい」制度の促進	移住支援室 農業振興課
6 鳥獣害対策の実施	33	農地などにおける鳥獣害対策の実施	農業振興課	

■ 基本方針3 清らかな水辺を守り活用する

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
4 清流の保全と活用 p.70	1 河川環境の保全の推進と有効利用の促進	34	河川利活用の最適化と地域と共に進める水辺環境保全の仕組づくりの推進	市民協働推進課 観光・エコツーリズム推進課 道路公園課
		35	河川における美化活動の支援	環境緑水課
		36	ホテルの生息できる環境づくりの促進	市民協働推進課
		37	河川の水質や底生生物調査の実施	環境緑水課
	2 清流保全に関する意識啓発	38	水辺環境保全のPR	観光・エコツーリズム推進課 環境緑水課
		39	水源地域周辺の水質保全と水辺環境保全への協力のPR	水道業務課 水道工務課
		40	水質保全推進員の活動支援	環境緑水課
		41	川への関心や清流保全に対する意識の高揚	観光・エコツーリズム推進課
5 生活排水処理の推進 p.70	1 合併処理浄化槽の普及、維持管理の促進	42	合併処理浄化槽の普及促進	環境緑水課
		43	合併処理浄化槽の維持管理	環境緑水課
	2 公共下水道整備及び維持管理の推進	44	公共下水道整備の推進	下水道課
		45	し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備	資源循環推進課

■ 基本方針4 生物多様性を守る

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
6 生物多様性の保全と回復 p.72	1 生物多様性に関する情報発信	46	生物多様性に関する情報発信	環境緑水課 博物館
	2 動植物の生息・生育状況調査の実施	47	動植物の生息・生育状況調査の実施	環境緑水課 生涯学習課 博物館
	3 貴重な動植物、自然林の保護の推進	48	貴重な動植物、自然林の保護の推進	環境緑水課 生涯学習課
	4 外来生物対策	49	特定外来生物の防除	農業振興課 環境緑水課

環境目標3 生活環境 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本方針1 安心できる生活空間をつくる

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
1 生活環境の保全 p.75	1 野外焼却禁止の啓発・指導	1	野外焼却禁止の啓発・指導	環境緑水課
	2 山間地の生活環境保全	2	自然環境や生活環境に支障のある土砂の埋め立て行為の防止	環境緑水課 都市計画課 森林づくり推進課
		3	山間地域の日照改善	森林づくり推進課
		4	深夜の暴走行為対策の実施	山間地区行政センター
	3 空き家・空き地対策の推進	5	空き家対策の推進	防災危機管理室 移住支援室
		6	空き地等の適正な管理についての指導・啓発	環境緑水課
	4 交通環境の整備	7	交通事故防止やマナー向上のための交通安全対策の充実	生活安全課
		8	道路等における放置自転車対策の推進	生活安全課 道路公園課
		9	道路にある電柱等の民地建柱の促進	道路公園課
	5 事業所と周辺的生活環境との調和	10	工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤の整備	産業振興課 都市計画課
2 大気、水質、土壌の保全 p.76	1 大気汚染の防止	11	大気環境調査の実施	環境緑水課
		12	ごみ処理における公害発生の防止	資源循環推進課
		13	事業活動に伴う大気汚染防止の指導	環境緑水課
	2 水質及び土壌汚染の防止	14	水質及び土壌の環境調査の実施	環境緑水課
		15	事業活動に伴う適正な排水処理に関する指導	環境緑水課 建築課 下水道課
	3 放射性物質の検査の実施と情報発信	16	学校、保育所などの公共施設の空間放射線量の測定	環境緑水課 資源循環推進課 教育総務課
		17	食品・水道水中の放射性物質の検査の実施	環境緑水課 水道工務課
		18	ごみ処理施設、し尿処理施設、下水処理場、浄水場から発生する灰及び汚泥の放射性物質の検査の実施	資源循環推進課 水道工務課
		19	放射性物質による環境汚染に関する情報等の提供	環境緑水課 資源循環推進課 水道工務課
3 騒音 振動対策 p.76	1 騒音・振動、悪臭の防止	20	騒音・振動等の調査の実施	環境緑水課
		21	事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の防止に関する指導	環境緑水課
		22	近隣騒音防止の啓発	環境緑水課

■ 基本方針2 快適な生活空間をつくる

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
4 環境美化の推進 p.77	1 不法投棄の防止	23	不法投棄パトロールなどによる監視の実施	森林づくり推進課 環境緑水課 資源循環推進課 道路公園課 建設管理課
		24	関係機関との連携による山間部、河川等への不法投棄の防止	資源循環推進課
	2 ごみのポイ捨て防止	25	ごみのポイ捨て防止のマナーの向上及び意識啓発の推進	環境緑水課 資源循環推進課
		26	観光ごみの持ち帰り運動の継続	観光・エコツーリズム推進課
		27	民間活力による飯能河原の利活用と環境保全の推進	観光・エコツーリズム推進課
	3 美化活動の支援	28	市民清掃デーなど、美化活動の支援	観光・エコツーリズム推進課 環境緑水課 資源循環推進課
		29	道路・公園の美化活動に関わる団体の支援	道路公園課 建設管理課
	4 ペットの飼い方やマナーに関する啓発	30	犬・猫などのペットの飼い方やマナーに関する啓発	環境緑水課
		31	飼い主のいない猫への対策	環境緑水課
	5 公園・緑地及び道路の整備と景観の保全 p.78	1 良好な景観の形成	32	開発指導要綱に基づく緑地の確保、景観への配慮についての指導
33			県条例に基づく捨て看板や違法広告物などに対する指導、撤去	道路公園課 建築課
34			公共施設の整備・改修における景観への配慮	建築課
35			美しい住宅地の形成に向けた地区計画や建築協定、緑化協定制度の活用の検討	建築課
2 自然的景観の保全と活用		36	遊歩道の案内板、ベンチなどにおける西川材の活用	観光・エコツーリズム推進課
		37	森林文化都市にふさわしい、地域の景観と調和した道路構造物のデザインの検討	道路公園課
		38	山野草の自生地、桜並木、広葉樹林などの景観の保全と活用	観光・エコツーリズム推進課 森林づくり推進課 環境緑水課
3 文化的景観の保全と活用		39	指定文化財となっている巨木などの保全	生涯学習課
		40	文化財めぐりなど文化財普及事業の実施	加台・美杉台・加台東公民館 東吾野公民館
		41	地域にある歴史文化資源の掘り起こしとそれを活かした景観の保全・活用	博物館
	42	歴史的建造物の保全・活用	建築課 博物館 生涯学習課	

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
5 公園・緑地及び道路の整備と景観の保全 p.78	4 公園・道路整備及び維持管理の推進	43	公園、ポケットパーク等の整備の推進	区画整理課 道路公園課
		44	公園や緑地などにおける緑の適正な維持管理の実施	子育て支援課 道路公園課
		45	ボランティア活動による公園、緑地の維持管理の支援	道路公園課
	5 ハイキングコースや散策路等の整備・活用	46	ハイキングコースや散策路の整備・活用	観光・エコツーリズム推進課
		47	案内板などの有効活用	観光・エコツーリズム推進課 道路公園課
		48	公園や散策路のトイレや休憩所などの整備	観光・エコツーリズム推進課 道路公園課
	6 身近な緑化活動に対する支援の充実	49	住宅敷地等への緑化の推奨	建築課
		50	街路樹の植栽や花いっぱい運動等による道路等の緑化の推進	道路公園課

環境目標4 教育・協働 みんなで学び主体的に取り組むまちづくり

■ 基本方針1 進んで学び体験する

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
1 環境学習の推進 p.81	1 自然を生かした体験の場の提供	1	公園、身近な里山、遊休農地、河川などの自然を生かした体験の場の提供	環境緑水課 子育て支援課 道路公園課
		2	森のようちえん事業の推進	子育て支援課
	2 環境への理解を深めるための講座等の開催	3	環境への理解を深めるための講座・イベント等の開催による意識啓発の推進	環境緑水課 資源循環推進課 生涯学習課 公民館 下水道課 博物館
				3 学校や子どもエコクラブ等における環境教育の推進
	3 学校や子どもエコクラブ等における環境教育の推進	4	学校における環境教育の推進	学校教育課
		5	学校や子どもエコクラブ等の環境学習用品の給付	環境緑水課
	4 市内の良好な自然に関する情報の発信	6	市内の良好な自然に関する情報の発信	観光・エコツーリズム推進課 森林づくり推進課 環境緑水課 博物館
				5 森林や清流の保全に関する情報提供
	5 森林や清流の保全に関する情報提供	8	清流保全や森林保全についての広域的なPR及び各種保全活動への参加等の呼びかけの実施	
		6 環境の現状や市の取組等の公表	9	市の広報紙やホームページなどへの環境に関する情報の掲載
10	環境の現状や市の取組などの公表		環境緑水課	
2 エコツーリズムの推進 p.82	1 魅力ある質の高いエコツアーの推進	11	魅力ある質の高いエコツアーの企画・実施	観光・エコツーリズム推進課
		12	エコツーリズムに関わる市民との協働推進	観光・エコツーリズム推進課
		13	「エコツーリズムのまち・飯能」の情報発信の強化	観光・エコツーリズム推進課

■ 基本方針2 みんなで集まり協働する

施策	具体的な施策	No.	取組内容（事業）	主な所管課
3 市民、事業者、行政による協働の推進 p.83	1 環境ボランティア活動の支援	14	環境保全に取り組む市民・事業者・団体等のボランティア活動の支援	市民協働推進課 地区行政センター 観光・エコツーリズム推進課 子育て支援課 道路公園課 建設管理課 博物館
	2 はんのう市民環境会議との協働の推進	15	はんのう市民環境会議との協働の推進	環境緑水課
	3 地区別まちづくり活動の推進	16	地区別まちづくり計画による連携の仕組みづくりの推進	市民協働推進課
		17	地区別まちづくり推進委員会の活動の支援	市民協働推進課 地区行政センター
	4 魅力ある地域づくりの促進	18	山間地域振興計画に基づいた、魅力ある地域づくりの促進	地区行政センター管理担当 山間地区行政センター
5 事業者による環境配慮活動の促進	19	市民・事業者との連携	環境緑水課	
4 広域的な連携の推進 p.83	1 近隣自治体等との連携	20	埼玉県西部地域まちづくり協議会における連携	環境緑水課
		21	近隣自治体との環境に関する情報交換の実施	環境緑水課

4 飯能市環境基本条例

平成 20 年 6 月 26 日
飯能市条例第 18 号

私たちのまち飯能は、奥武蔵の豊かな自然に恵まれ、広大な森林と湧き出る水の流れが入間川と高麗川の清流をつくりだし、その歴史や文化、人々の情感は、自然の恵みとともに育まれてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での重要な課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然の恵みなしには生存できないことを認識し、すべての者が地球的視野に立って、自主的にそしてともに力を合わせ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に努めるとともに、この豊かな自然環境を守り、健康で安全な生活を確保していかなければならない。

このような認識の下に、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力によって環境の保全と創造を推進し、森林文化を基調とした人と自然が共生するまちをつくとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受することができるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されるよう協働して行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、森林に恵まれた地域性を生かして自然と文化の調和の取れた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、すべての日常生活及び事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 滞在者等(市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。)は、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、飯能市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(開発事業等の計画の立案及び実施に係る環境への配慮)

第11条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を計画及び実施しようとする者は、その計画の立案及び実施による環境への影響を緩和するため、市との協議に基づき適切な配慮をするとともに、環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第13条 市は、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報を交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第16条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定のため、必要な情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第14条の市民等の自発的活動の促進及び第15条の環境教育等の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民等と協力し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全及び国際協力)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

5 飯能市環境方針



飯能市環境方針

《基本理念》

飯能市は、緑豊かな奥武蔵の山林と丘陵部、その間を流れる清らかな河川など、豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然は、先人たちが守り、育んできた財産であり、将来へと引き継いでいかなければいけません。

その願いを含め、本市では「森林文化都市」を宣言し、森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざしています。

しかし、近年、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など様々な現象が生じ、人体への影響、森林及び農作物の被害など地球規模での環境問題が生じている中で、私たちは、自然の保全とともに、地球環境への配慮が強く求められています。

このことから、飯能市では、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会において、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指し、ゼロカーボンシティを宣言しました。

「森林文化都市」と「持続可能な社会」の実現を目指し、環境基本計画等による環境施策を積極的に取り組むとともに、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、地球環境に配慮した取組を具体的に推進します。

《基本方針》

飯能市は、基本理念に基づき、次の方針を定めます。

- 1 **環境に配慮した事務事業の推進**
職員一人ひとりが環境に対する意識を持ち、環境に配慮した事務事業を推進します。
- 2 **資源、エネルギーの節減**
省資源・省エネルギー及びリサイクルに努め、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会づくりを目指します。
- 3 **法規制等の順守**
環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項などを順守し、環境汚染の予防に努めるとともに、自ら定めた環境への取組を率先して推進します。
- 4 **目的及び目標の設定と見直し**
環境目的及び環境目標を設定するとともに、継続的な見直しを行います。
- 5 **職員の教育、研修**
職員の環境に対する意識の向上のため、環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう、環境教育を続けていきます。
- 6 **環境方針の公表**
この環境方針は全職員及び関係者等に周知を図るとともに、一般に公表します。

令和5年1月1日
(2023年)

飯能市長 新井重治



6 飯能市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日

飯能市条例第 6 号

注 平成 11 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、飯能市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関して基本的事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

(平 24 条例 22 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 8 条 審議会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した者は、飯能市の証人等の実費弁償に関する条例(昭和36年条例第15号)の別表による実費弁償を受けることができる。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

資料編

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部環境緑水課において処理する。

(平11条例21・平14条例22・平17条例43・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附則(昭和48年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附則(昭和48年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附則(昭和54年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附則(平成5年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成6年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成11年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成24年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により任命されている委員は、その任期満了の日までは、改正後のそれぞれの条例の規定により任命された委員とみなす。

7 計画策定の経緯

(1) 会議等の開催

年度	月日	会議等	内容
令和3 (2021) 年度	8月20日	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール(案)の説明 アンケート調査の実施説明
	11月1日 ～ 20日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 5,234件を対象*に実施 (※対象 市民(3,500件) 事業者(500件) 農林業者(50件) 小学校5年生(627件) 中学校2年生(557件))
	12月13日	はんのう市民環境会議 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール(案)の説明
	2月22日	はんのう市民環境会議 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の結果報告
	3月22日	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の結果報告 第3次環境基本計画の策定について(諮問)
	25日	策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール(案)の説明 作業部会員の任命
	28日	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール(案)の説明 アンケート調査の結果報告 計画策定の概要説明 めざす環境像(案)の選定
	令和4 (2022) 年度	4月26日	策定委員会
6月8日		作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画の施策・指標(案) 体系図(案)
7月27日		環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の概要説明 体系図(案)
8月9日		はんのう市民環境会議 運営委員会	〃
29日		作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 構成(案) 現状と課題、次期計画の骨子報告 施策と指標(案) 区域施策編の排出目標値の設定
9月27日		策定委員会	〃
10月11日		はんのう市民環境会議 運営委員会	〃

	13日	作業部会	・素案の確認
	18日	環境審議会	・構成(案) ・現状と課題、次期計画の骨子報告 ・施策と指標(案)
	11月 1日	策定委員会	・素案の確認
	4日	はんのう市民環境会議 運営委員会	//
	10日	環境審議会	//
	22日	庁議	//
	12月 1日 ~ 20日	意見募集 (パブリックコメント)	・市内公共施設(17 施設)、ホームページで実施
	1月20日	市議会との議会協議 (計画策定協議会)	・素案に対する意見交換
	2月 8日	環境審議会	・第3次環境基本計画の策定について (答申)
	14日	市議会全員協議会	・第3次環境基本計画(案)の報告

(2) 諮問・答申

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

資料編

3 飯環境発第932号
令和4年3月22日飯能市環境審議会
会長 伊藤雅道様

飯能市長 新井重治

第3次飯能市環境基本計画の策定について(諮問)

第3次飯能市環境基本計画の策定について、飯能市環境保全条例第8条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第1号 第3次飯能市環境基本計画の策定について

諮問理由

本市では、飯能市環境保全条例第8条の規定に基づき、平成15年3月に第1次飯能市環境基本計画の策定、平成20年8月に同計画の改訂、平成25年3月には「人と自然が共生し 森林文化を育むまち 飯能」を環境像とした第2次飯能市環境基本計画を策定し、循環型社会の形成、緑と清流の保全・活用、生活環境の保全、環境教育の推進などの取組を中心とした環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

近年、集中豪雨などの異常気象の原因の一つは地球温暖化によるものとされていることから、国では2050年カーボンニュートラルを宣言し、本市においても令和3年2月15日に近隣4市とともにゼロカーボンシティ共同宣言を表明しました。また、市民の関心が高いSDGsに注目が集まる一方で、猛威を振るう新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、脱炭素化社会に向けた環境施策の推進が求められています。

このような環境問題や社会情勢の変化に対応するため、現在の第2次飯能市環境基本計画の計画期間終了に合わせ、「第3次飯能市環境基本計画」の策定について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立ったご意見をいただきたく、ここに諮問するものです。

環 審 第 4 - 1 号
令和 5 年 2 月 8 日

飯能市長 新 井 重 治 様

飯 能 市 環 境 審 議 会
会 長 伊 藤 雅 道

第3次飯能市環境基本計画の策定について（答申）

令和4年3月22日付け3飯環境発第932号で諮問のあった第3次飯能市環境基本計画の策定について慎重に審議した結果、概ね妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

諮問第1号 第3次飯能市環境基本計画の策定について

- 1 めざす環境像である「水と緑と共にみらい輝くまち はんのう」の実現に向け、広く計画の周知に努め、健全で良好な環境を安定的に将来世代に引き継いでいけるよう施策の推進を図ること。
- 2 環境基本計画で定める目標の達成には、市民・団体・事業者・市の協働が必要であることから、環境情報の広範な発信に努めるとともに、環境教育や環境学習を充実させるなど、多くの市民が環境保全意識の醸成を図れるよう継続的に取組を推進すること。
- 3 脱炭素社会の実現に向けた社会情勢の変化が著しいことに鑑み、施策や目標値についての追加や見直しが必要となった場合には柔軟に対応すること。

8 飯能市環境審議会委員名簿

敬称略・順不同

氏名	摘要	委員区分	備考
◎伊藤雅道	駿河台大学	学識経験者	
○佐野 繁	市民（公募）	知識経験者	
石田若菜	駿河台大学	学識経験者	
笹川裕之	埼玉県西部環境管理 事務所	学識経験者	
加藤正幸	飯能商工会議所	知識経験者	令和4年10月31日まで
守田良克			令和4年11月1日から
吉野隆士	飯能市自治会連合会	知識経験者	令和4年7月26日まで
大沢敏雄			令和4年7月27日から
浅野正敏	はんのう市民環境会議	知識経験者	
原田恵子	市民（公募）	知識経験者	
小林 愛	市民（公募）	知識経験者	
大石 章	市民（公募）	知識経験者	

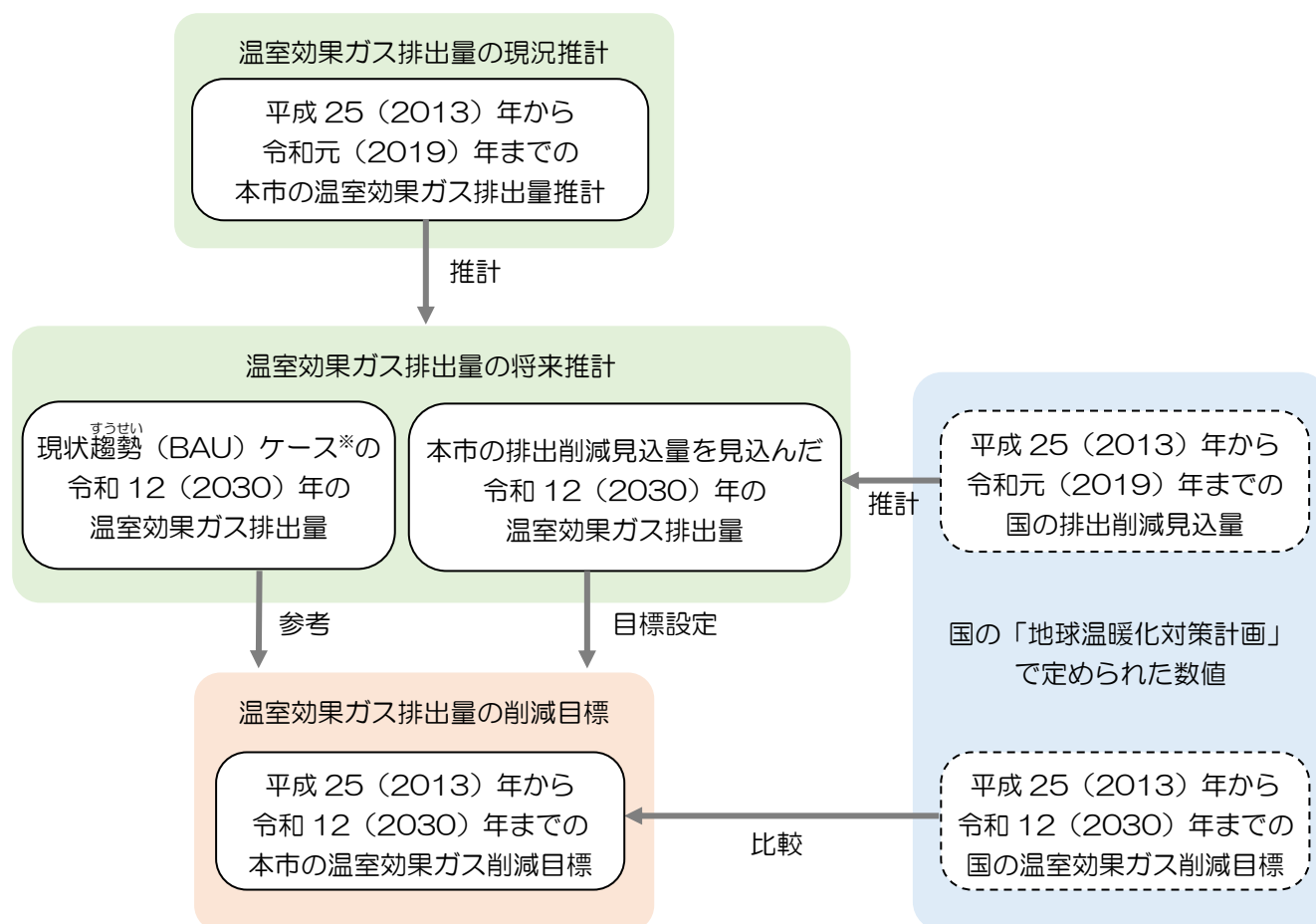
※◎：会長、○：副会長

※令和3年5月1日から令和5年4月30日任期までの間の委員を掲載

9 温室効果ガス排出量の推計方法と削減目標の設定方法

(1) 温室効果ガス排出量推計と削減目標設定のフロー

本計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標は、現況推計、排出削減見込量、将来推計を算出し、設定を行っています。



※ 現状趨勢 (BAU) ケース： 市民・事業者・市が更なる地球温暖化対策を実行しない場合、将来的に温室効果ガス排出量がどれだけ増減をするか推計した値 (p.112~113参照)。

(2) 現況推計の方法

本市の温室効果ガス排出量の現況推計は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和4年3月環境省）」に基づき、地方公共団体において把握することが推奨される「エネルギー起源CO₂*1」と「非エネルギー起源CO₂*2」を対象として、本市の地域特性を反映する統計データ類を用いて行っています。

<エネルギー起源 CO₂>

部門・分野	推計手法	推計式	統計資料
産業	製造業 都道府県別 按分法	(業種別・燃料種別ごとに) 製造業業種別 CO ₂ 排出量 (埼玉県) ÷業種別製造品出荷額 (埼玉県) ×業種別製造品出荷額 (飯能市)	【製造業業種別 CO ₂ 排出量】 都道府県別エネルギー消費統計
	建設業 鉱業 都道府県別 按分法	(業種別・燃料種別ごとに) 建設業・鉱業別 CO ₂ 排出量 (埼玉県) ÷建設業・鉱業別従業者数 (埼玉県) ×建設業・鉱業別従業者数 (飯能市)	【建設業・鉱業別 CO ₂ 排出量】 都道府県別エネルギー消費統計
	農林 水産業 都道府県別 按分法	(燃料種別ごとに) 農林水産業 CO ₂ 排出量 (埼玉県) ÷農林水産業従業者数 (埼玉県) ×農林水産業従業者数 (飯能市)	【農林水産業 CO ₂ 排出量】 都道府県別エネルギー消費統計
家庭	都道府県別 按分法	(燃料種別ごとに) 家庭部門 CO ₂ 排出量 (埼玉県) ÷世帯数 (埼玉県) ×世帯数 (飯能市)	【家庭部門 CO ₂ 排出量】 都道府県別エネルギー消費統計
業務	都道府県別 按分法	(業種別・燃料種別ごとに) 業務部門業種別 CO ₂ 排出量 (埼玉県) ÷第三次産業業種別従業者数 (埼玉県) ×第三次産業業種別従業者数 (飯能市)	【業務部門業種別 CO ₂ 排出量】 都道府県別エネルギー消費統計
運輸	自動車 道路交通センサ 自動車起終点調 査データ活 用法	自動車の車種別年間走行キロ (飯能市) ×車種別排出係数	【市内自動車の車種別年間走行キロ】 道路交通センサ自動車起終点調査結果 (環境省 提供データ)
	鉄道 全国事業者 別按分法	対象鉄道事業者の CO ₂ 排出量 (全国) ÷対象事業者の営業キロ数 (全国) ×対象事業者の営業キロ数 (飯能市)	【車種別排出係数】 日本国温室効果ガスインベントリ報告書
			【対象鉄道事業者の CO ₂ 排出量】 東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社の公 表値
			【対象事業者の営業キロ数】 東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社の公 表値

<非エネルギー起源 CO₂>

部門・分野	推計手法	推計式	統計資料
廃棄物	一般廃棄物 の焼却処分	(一般廃棄物焼却量 ×廃プラスチックの比率×排出係数) + (一般廃棄物焼却量×繊維くずの比率 ×排出係数)	【一般廃棄物焼却量・廃プラスチックの比率】 一般廃棄物処理実態調査結果 (飯能市クリーンセ ンター)
			【繊維くずの比率】 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実 施マニュアル 算定手法編

注：本推計では環境省マニュアルに基づき CO₂のみを対象としています。メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) の5種類の温室効果ガスについては、推計の対象としないものの、本計画の各種取り組みの中で、排出削減の対象とします。

*1 エネルギー起源CO₂：燃料の燃焼や供給された電気や熱の使用にともなって排出される温室効果ガス。

*2 非エネルギー起源CO₂：工業プロセスの化学反応や廃棄物の焼却で発生、排出される温室効果ガス。

(3) 削減目標の設定方法

本市の温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、本市の排出削減見込量と国の部門別温室効果ガス削減目標を参考にして設定しています。

以下の表に示すとおり、産業部門と廃棄物部門は、本市の排出削減見込量から国の目標を超えて達成が見込まれるため、国の削減目標を超えた数値を設定しています。また、家庭部門、業務部門、運輸部門は国の削減目標と同等レベルで達成が見込めるように設定しています。

このように、本市の令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標は、全部門で国の部門別削減目標と同等レベル以上とすることとし、それらを合計して、平成25（2013）年度比48.9%削減と設定しています。

本市の部門別温室効果ガスの削減目標の設定

部門	市の排出削減見込量 から算出した 削減割合（％）	市の削減目標（％）	市の削減目標の設定理由
	国の削減目標（％）		
産業 	47.9%削減	47.9%削減	本市の排出削減見込量から 国の目標を超過して達成を見込む
	38%削減		
家庭 	55.3%削減	66.0%削減	国の目標と同等レベルで達成を見込む
	66%削減		
業務 	41.6%削減	51.0%削減	国の目標と同等レベルで達成を見込む
	51%削減		
運輸 	33.1%削減	35.0%削減	国の目標と同等レベルで達成を見込む
	35%削減		
廃棄物 	15.7%削減	15.7%削減	本市の排出削減見込量から 国の目標を超過して達成を見込む
	14%削減		
合計	47.9%削減	48.9%削減	上記を合計し、 国の目標を超過して達成見込む
	46%削減		

10 用語解説

【A～Z】	
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解する際に消費される酸素の量のこと、水質汚濁を判定するための指標の一つ。BODの値が大きいほど汚濁の程度が高い。
COP (気候変動枠組条約締約国会議)	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」の加盟国が、地球温暖化を防ぐための枠組みを議論する国際会議のこと。条約は平成4年(1992年)に採択され、平成7年(1995年)から毎年開催されている。
DO (溶存酸素量)	水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁を判定するための指標の一つ。一般に水質汚濁が進んでいる場合には、微生物により有機汚濁物質が分解されるため、DOの値が減少する。
HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)	専用のモニターやパソコン、スマートフォンなどに、電気やガス等の家庭のエネルギー使用状況を表示したり、家電機器の自動制御を行うことで、家庭におけるエネルギーの消費を抑えることを支援するシステムのこと。
IPCC (気候変動に関する政府間パネル)	地球温暖化の影響や各国の気候変動に関する対策について、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年(1988年)に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織のこと。 気候変動に関する最新の科学的知見(出版された文献)についてとりまとめた報告書を作成しており、現在は平成2(1990)年に公表された第1次報告書から、令和3(2021)年に公表された第6次報告書まで作成されている。
NPO	Non Profit Organization の略称で、民間非営利団体を意味する。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
pH (水素イオン濃度)	酸性又はアルカリ性の度合いを示す指標。pH7が中性であり、7より小さくなると酸性、7より大きくなるとアルカリ性を示す。
SS (浮遊物質)	水中に浮遊している直径2mm以下の物質の量のこと。SSの値が大きいほど水の濁りが多いことを示し、透明度の低下のほか生態系への影響が指摘されている。
【あ】	
アイドリングストップ	自動車が走っていない時(駐停車時)にエンジンを止めて、無駄な燃料消費と排出ガスを抑える取組のこと。
雨水浸透施設	雨水を地中に染み込ませやすくするための施設。雨水を集めて地下に浸透させる「雨水浸透枡 ^{ます} 」や、路面に降った雨水を地下に浸透させる「透水性舗装」などがある。

ウォームビズ	地球温暖化防止の一環として、過度な暖房の利用を控え、暖房使用時の室温を20℃にし、暖かい服装を着用するライフスタイルのこと。
エコツーリズム	自然環境や歴史、文化、生活を体験しながら楽しく学び、それらの保全や継承にも役立てようという、新しい観光のあり方。
エコドライブ	地球温暖化や大気汚染防止のための自動車の適正な整備と運転方法のこと。急発進や急加速、急ブレーキを控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等があげられる。
温室効果ガス	太陽により暖められた地表面の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガスのこと。国連気候変動枠組条約により、CO ₂ （二酸化炭素）、CH ₄ （メタン）、N ₂ O（一酸化二窒素）、HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF ₆ （六フッ化硫黄）、NF ₃ （三フッ化窒素）の7種類のガスが削減対象となっています。
【か】	
カーシェアリング	一般的には登録を行った会員の間で、特定の自動車を共同で使用するサービスやシステムのこと。近くへ移動する際にも自家用車を使うといった無駄な自動車の利用を抑止したり、共同で費用負担をすることによって次世代自動車が導入しやすくなるなど、温室効果ガスの削減効果もある。
カーボンオフセット	日常生活や経済活動により排出される温室効果ガスの削減努力を最大限に行った上で、削減が困難な部分の排出量を温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。温室効果ガス排出量の削減を進める過程で、排出量をゼロにすることが困難な部分について、植林や森林管理等による吸収量を差し引くことで、合計を実質的にゼロにする。ゼロカーボンとは、ほぼ同意義の言葉で使い分けに明確な差はないとされる。
海洋プラスチックごみ	日常生活や経済活動により海へ流出したプラスチックごみのこと。ビニール袋等のごみが生物に絡みついたり、誤飲するなどの危険性がある。また、プラスチックごみが波や紫外線等で砕け、マイクロプラスチックという小さな破片となり、汚染物質を吸着しながら海中を漂い、誤飲した生物の体内に蓄積されるという危険性もある。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減率が高い。
環境汚染	人間の生産及び生活活動によって生じる大気・水・土壌などの環境の劣悪化のこと。
環境基準	環境基本法に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。ダイオキシン類については、p.185を参照。

第1章	環境マネジメントシステム	組織がその運営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズがある。
第2章	クールシェア	涼しい場所を家族や地域の人々でシェア（共有）することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策のこと。クールシェアに適し、一般の方に開かれた場所を「クールシェアスポット」という。
第3章	クールビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房の使用を控え、冷房使用時の室温を28℃にし、涼しい服装を着用するライフスタイルのこと。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること。
第4章	景観計画	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画で、景観計画の区域、行為の制限に関する事項、景観上重要な建造物等の指定の方針等を定めることとされている。
第5章	光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となる有害な酸化性物質のこと。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして生成する。
	光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態のこと。眼や喉等の粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。
	公共下水道	市街地における汚水や雨水を排除し処理を行うことを主な目的として、地方公共団体が維持・管理している下水道。
	公共用水域	水質汚濁防止法第2条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠（主に排水や給水のための溝状の水路）、かんがい用水路、その他公共の目的で用いられる水路のこと。下水を処理する終末処理場を設置している下水道は、公共用水域に含まれない。
	こどもエコクラブ	幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。地域の中で環境に関する学習や活動を自主的に行う。
【さ】		
	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に利用することができるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。
	シェアサイクル	他の人と自転車を共同で使用し、好きなタイミング、好きな場所、好きな時間で利用するための仕組みのこと。レンタサイクルと異なり、借用・返却が可能な場所が複数あり、借用場所と返却場所が同じ場所でなくてもよい場合が多い。

次世代自動車	電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など、環境への負荷が少ない自動車のこと。
自然林	森林の造成や保育にほとんど人の手が加わらず、天然に成立した森林。
住宅用蓄電池	充電して電気を貯めておくことができ、必要な時に電気機器に電気を供給することができる一般住宅で使用可能な二次電池・バッテリーのこと。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。
小水力発電	水力発電のうち、比較的小規模な発電システムの総称。一般的には、数十kWから数千kW 程度の発電規模を持ったシステムが小水力発電と呼ばれている。
浸透 ^{ます} 枘	雨を地下に浸透させる設備のこと。設置すると家屋の浸水防止、河川の洪水調節、地盤沈下の防止、地下水など水資源の確保、土壌の酸欠防止、植樹の補水などにも効果があるとされている。
水源涵養	森林の土壌層に雨水を浸透・貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能のこと。
生態系	植物・動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を含めたつながりのこと。これらは密接な相互作用をもっており、この中で物質やエネルギーが循環している。
生物多様性	地球上の生物とその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性の3つのレベルの多様性があるとされている。
ゼロカーボン	温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。温室効果ガス排出量の削減を進める過程で、排出量をゼロにすることが困難な部分について、植林や森林管理等による吸収量を差し引くことで、合計を実質的にゼロにする。カーボンニュートラルとは、ほぼ同意義の言葉。 令和32（2050）年までにゼロカーボンを目指すことを表明した自治体を「ゼロカーボンシティ」という。
【た】	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称で、主に廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で非意図的に生成される。発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質等をもつといわれている。
待機電力	メモリーや液晶表示、リモコンからの指示待ちなど、家電製品を使用していなくてもコンセントにプラグを指しておくだけで消費される電気のこと。

第1章	大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水質の環境基準の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を判定するための指標として用いられている。
第2章	多自然型工法	植物・動物などの様々な生態の保全・創出に配慮した工法のこと。瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持などがある。
第3章	脱炭素	温室効果ガスの排出量をゼロにすること。 また、温室効果ガス排出量の削減を進める過程で、排出量をゼロにすることが困難な部分があるため、植林や森林管理等による吸収量を差し引くことで、合計を実質的にゼロにするという「カーボンニュートラル」や「ゼロカーボン」という概念もある。
第4章	地球温暖化	二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進行することにより、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加や生態系への影響等が懸念されている。
	地産地消	「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物を地域で消費すること、また、地域で必要とする農林産物を地域で生産すること。
第5章	テレワーク	情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅や近場のワークスペースで働くことで、移動によるエネルギー消費量を抑えることができるため、地球温暖化対策としての効果も期待されている。
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	特定外来生物	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された生物。アライグマやコクチバス、オオキンケイギクなどが指定されている。
		【な】
	二酸化窒素	石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼によって発生する気体。呼吸器系の疾患の原因となる。
		【は】
	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことをいう。バイオマスの種類としては、木材、生ごみ、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどがある。
	白化現象	サンゴと共生する褐虫藻 ^{かっちゅうそう} が、海水温の上昇等により、サンゴから抜け出すことで、サンゴが白くなる現象。サンゴは褐虫藻から光合成による生産物を供給されることで、生存や成長に必要な栄養を得ているため、白化が継続すると死滅する可能性が高くなる。
	微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが直径2.5マイクロメートル以下の超微粒子。自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれる。肺の奥まで入りやすく、肺癌や呼吸系・循環器系への影響が懸念されることから、平成21（2009）年に環境基準が設定された。

浮遊粒子状物質 (SPM)	ばいじん、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。
ふんわりアクセル 「eスタート」	地球温暖化防止の一環として、自動車の発進時におだやかにアクセルを踏み込み、エンジンの負荷を軽減すること。急発進や急な加速はエンジンに高い負荷がかかり、燃焼温度も上がるため、CO ₂ 等の排出量が増加する。
放射性物質	放射線を出す物質のこと。「放射能」は放射性物質が放射線を出す能力のことをいう。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用されるが、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。
【ま】	
緑のトラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとにした基金によって取得するなどして、保全していこうとする自然保護の仕組み。埼玉県では「さいたま緑のトラスト基金」を設置し、県内の優れた自然や貴重な歴史的資源を県民共有の財産として永く保全している。飯能市内では、「飯能河原周辺河岸緑地」がさいたま緑のトラスト保全地として取得・保全されている。
木質バイオマス	バイオマスのうち、木材に由来するもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やおが屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
木質ペレット	おが屑やかんな屑などの製材副産物や木質チップ（間伐材・小径木などを10～20mmに破碎したもの）、古紙といった木質系の副産物、廃棄物を粉碎、圧縮し、成形した固形燃料。
【や】	
有害鳥獣	人畜や農作物などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある鳥獣のこと。ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等があげられる。
要請限度	自動車による騒音・振動がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる基準。
【ら】	
リスクコミュニケーション	化学物質などのリスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全てのもので共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。
リターナブル容器	中身を消費した後の容器を回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器のこと。

第3次飯能市環境基本計画

令和5年3月

発行／飯能市 編集／飯能市産業環境部環境緑水課
〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1-1
TEL. 042-973-2111 (代表)
<https://www.city.hanno.lg.jp>



飯能市市政施行70周年記念ロゴマーク
飯能市は、令和6年1月1日で70周年を迎えます。